



「藤沢市フリースクール等 利用児童生徒支援事業補助金制度」を 創設しました

藤沢市 子ども青少年部 子ども総務課

1 背景・目的

背景

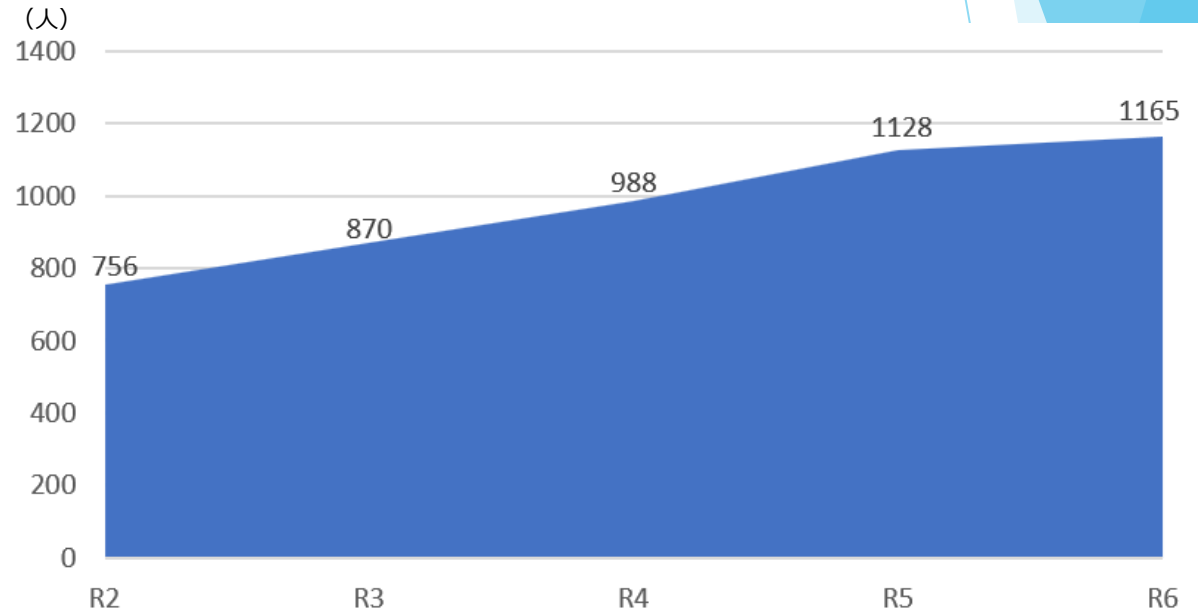
- 不登校児童生徒数の増加
- 多様な学びの場に対するニーズの高まり
- 保護者の経済的負担の増大

目的

不登校児童生徒のそれぞれの状況に応じた居場所・学びの場を確保するに当たり、フリースクール等に通う児童生徒の保護者等の経済的な負担の軽減を目的としています。

藤沢市における不登校児童生徒数の推移

市立小中学校における不登校者数は増加傾向にあり、多様な居場所の確保が急務となっています。



藤沢市教育委員会定例会資料より作成



2 補助対象者の主な要件



学齢期の不登校児童生徒の保護者等
(以下の要件を満たす方)

- 「市登録のフリースクール」を利用している方
- 児童生徒が藤沢市内に住んでいる方
- 市・学校・施設間での情報提供・共有に同意できる方

など



3 市登録フリースクールとは

現在登録募集中！

「市登録フリースクール」とは、不登校児童生徒に対して、生活習慣や学習に関する支援及び相談・指導並びに体験活動等を行う通所型の民営施設で、一定の基準を満たす施設

- 法人が運営しており、フリースクール等として1年以上の活動実績があること
- 原則、週1回以上開所し、主に学校の課業時間内に不登校児童生徒の受け入れができること
- 不登校児童生徒や保護者等への相談支援を適切に実施できること、また、生活習慣や学習に関する支援及び相談・指導並びに体験活動等を適切に実施できること
- 不登校児童生徒等の個人情報について適切に管理できる体制を整備していること

ほか

登録の流れ

登録申請

現地確認

登録



4 補助金額と対象経費



※児童生徒が「市登録フリースクール」に
月1回以上通所した場合が対象

毎月の上限

10,000円

(月ごとの利用料+付随する活動・
体験学習費(税抜金額))

児童生徒 1 人当たり

補助対象外の主な費用

× 入学費

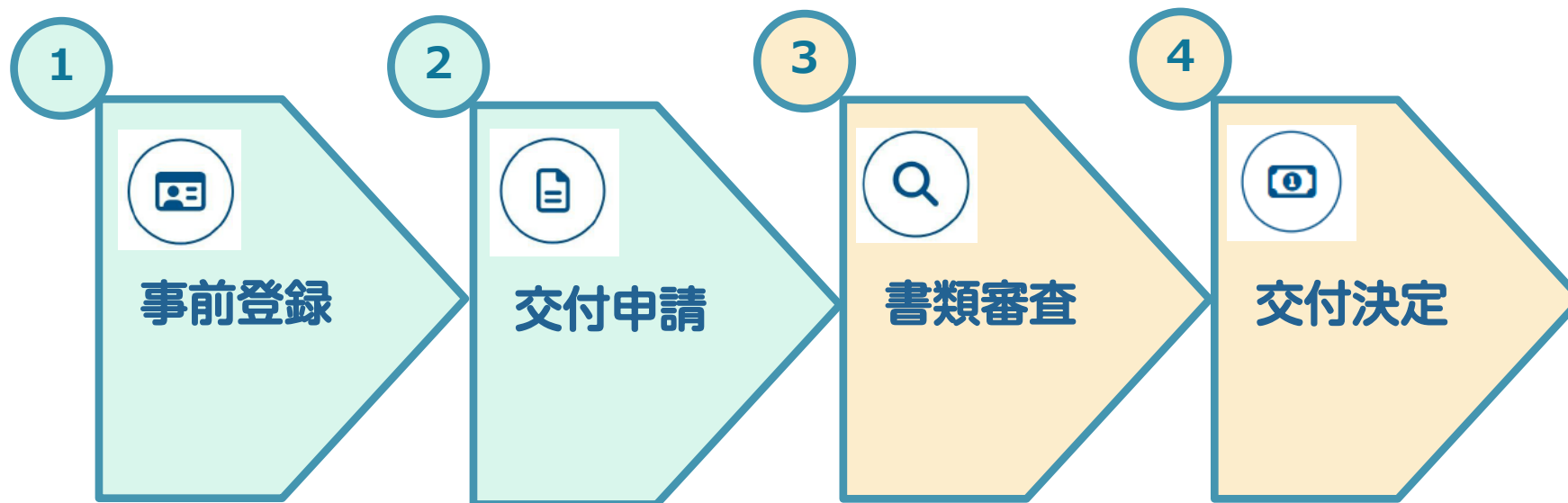
× 施設整備費

× 通学交通費

× 教材費 等



5 保護者等の手続きの流れ



●事前登録・交付申請は**電子申請**で手続き可能です。



6 保護者等の手続き方法

利用月	4月～9月(上半期)	10月～3月(下半期)
事前登録 ↓	6月下旬～9月末日 交付申請前に手続き	通所開始の翌月末まで ※2月1日以降に通所開始した人は 3月15日まで ※上半期に事前登録した人は不要
交付申請	10月1日～10月31日	3月1日～3月31日

- 半期ごとに交付申請を行っていただきます。
(4月～9月分(上半期)を10月中に申請、10月～3月分(下半期)を3月中に申請)



7 今後のスケジュール(予定)

時期	項目	内容
現在	「市登録フリースクール」への登録手続き	運営事業者が登録手続きを行う
5月以降随時	フリースクール等の施設を現地調査	市職員による施設確認
6月下旬	制度周知 事前登録開始	・広報紙、市HP等を通じた制度の周知 ・保護者が事前登録を行う
10月以降	交付申請	保護者が交付申請を行う
随時	審査・交付決定	申請内容を確認後、順次決定通知を送付
11月以降	補助金交付	保護者へ補助金の交付を行う

今回の補助金制度の創設は、単なる経済的支援に留まらず、フリースクール等に通うという選択肢を広げる一助にさせていただきたいという、市の考えをかたちにしたものです。今後もすべての子どもたちが、自分らしく笑顔で過ごせる環境づくりに、全力で努めてまいります。

-END-

